



# 鳥取県公報

平成 28 年 5 月 20 日 (金)  
第 8 8 0 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (367) (原子力安全対策課) . . . . . 2
	指定自立支援医療機関の指定 (368) (障がい福祉課) . . . . . 2
	土地改良区の役員の就退任 (369) (中部総合事務所農林局) . . . . . 2
◇ 教委告示	物品売払代金の徴収事務の委託 (13) (文化財課) . . . . . 3
◇ 公 告	鳥取県個人情報保護条例の運用状況 (県民課) . . . . . 3
	鳥取県情報公開条例の運用状況 (〃) . . . . . 4
	平成28年度毒物劇物取扱者試験の実施 (医療指導課) . . . . . 6
◇ 正 誤	平成28年 5 月13日付鳥取県公報号外第47号中訂正 . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第367号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県原子力防災アプリ構築・保守運用業務企画提案書評価委員会	原子力防災アプリ構築・保守運用業務に係る受託者の選定に関する事項	平成28年5月20日から 同年8月31日まで	原子力安全対策課

## 鳥取県告示第368号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成28年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9-1	日本調剤 鳥大前薬局	米子市西町79	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成28年4月1日

## 鳥取県告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり国光土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年5月20日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理事	高岡和美	倉吉市国分寺253
〃	河本和美	倉吉市福光419-4
〃	岸本達	倉吉市国分寺236
〃	小谷彰仁	倉吉市国分寺263
〃	早田博之	倉吉市横田698
〃	大下繁樹	倉吉市福光582
〃	伊藤研	倉吉市福光256-3
〃	矢城良太郎	倉吉市横田693
監事	前田浩登	倉吉市福光565-2
〃	松本孝幸	倉吉市国分寺240

平成28年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	高岡和美	倉吉市国分寺253
〃	河本和美	倉吉市福光419-4
〃	岸本達	倉吉市国分寺236
〃	小谷彰仁	倉吉市国分寺263

- 〃 牧 田 健 二 倉吉市福光312-2  
 〃 早 田 博 之 倉吉市横田698  
 〃 大 下 繁 樹 倉吉市福光582  
 〃 矢 城 良 太 郎 倉吉市横田693  
 監 事 前 田 浩 登 倉吉市福光565-2  
 〃 松 本 孝 幸 倉吉市国分寺240

平成28年4月1日就任 任期3年

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第13号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、埋蔵文化財センターが刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年5月20日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

#### 1 委託の相手

鳥取県教科図書販売株式会社  
鳥取県立博物館振興会  
公益財団法人鳥取市文化財団  
荒神谷博物館

#### 2 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 公 告

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第39条の規定により、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成28年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

(件)

実施機関	開示請求 件数	処理状況						
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	請求拒否	取下げ	その他
知事（知事部局）	26	18	7	0	0	0	1	0
知事（企業局）	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	27	16	11	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	24	1	24	1	0	1	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0

病院事業管理者	3	1	2	0	0	0	0	0
地方独立行政法人鳥取県 産業技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人公立鳥取環 境大学	1	1	0	1	0	0	0	0
合 計	81	37	44	2	0	1	1	0

(注) 開示請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つ以上の開示決定等を行ったものがあるからである。

## 2 個人情報の口頭による開示請求の件数

(件)

実施機関	開示請求の件数
知事（知事部局）	173
知事（企業局）	0
教育委員会	2,888
警察本部長	237
人事委員会	431
病院事業管理者	7
合 計	3,736

(注) 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものであり、請求により全部開示を行った。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の5実施機関（知事（知事部局及び企業局）、教育委員会、警察本部長、人事委員会及び病院事業管理者）のみである。

## 3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況

請求なし

## 4 個人情報是正の申出及び是正の再申出の件数

申出なし

## 5 不服申立ての件数及び処理状況

申立てなし

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第41条の規定により、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間の各実施機関における条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成28年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 公文書開示請求の件数及び処理状況

(件)

請求件数	処 理 状 況						
	全部開示	部分開示	非開示	不存在	請求拒否	取下げ	処理中
144	119	24	3	5	0	2	0

(注1) 「公文書開示請求」とは、条例第6条に規定する公文書の開示請求をいう。以下同じ。

(注2) 請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つ以上の開示決定等を行ったものがあるからである。

## 2 公文書開示請求の実施機関別内訳

(件)

実施機関	公文書開示請求

知事（知事部局）	元気づくり総本部	0
	危機管理局	0
	総務部	14
	地域振興部	2
	観光交流局	0
	福祉保健部	13
	生活環境部	12
	商工労働部	2
	農林水産部	12
	県土整備部	5
	会計管理者	2
	中部総合事務所	5
	西部総合事務所	10
小 計	77	
知事（企業局）	0	
教育委員会	24	
公安委員会	0	
警察本部長	23	
選挙管理委員会	9	
人事委員会	1	
監査委員	0	
労働委員会	0	
収用委員会	0	
海区漁業調整委員会	0	
内水面漁場管理委員会	0	
病院事業管理者	3	
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	0	
公立大学法人公立鳥取環境大学	0	
鳥取県住宅供給公社	0	
鳥取県土地開発公社	0	
公益財団法人鳥取県造林公社	11	
公益財団法人鳥取県教育文化財団	0	
一般財団法人鳥取県観光事業団	0	
公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	0	
公益財団法人鳥取県文化振興財団	0	
指定管理者	1	
合 計	149	

(注) 1の請求件数欄の件数と2の合計欄の件数が異なるのは、1件の請求が2つ以上の部局にまたがるものがあるからである。

### 3 不服申立ての件数及び処理状況

(件)

件 数	処 理 状 況								
	鳥取県情報公開審議会			不服申立てに対する決定等					
	諮 問	審議中	答 申	認 容	一部認容	棄 却	却 下	検 討 中	取 下 げ

0	0	0	3	1	0	2	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づき、平成28年度鳥取県毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成28年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

平成28年8月17日（水） 午前10時50分から午後2時30分まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に規定する内燃機関用メタノールに係るものを除く。）

4 試験の方法

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法（記述式による。）

なお、上記(1)ウ及び(2)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。

5 受験手続

(1) 書類の提出先

ア 県内居住者 東部福祉保健事務所、中部総合事務所福祉保健局又は西部総合事務所福祉保健局

イ 県外居住者 鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

(2) 提出書類

ア 受験願書（9に掲げる問合せ先において配布するものによること。）

イ 履歴書（アとともに配布するものによること。）

ウ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

エ 受験票（アとともに配布するものによること。）

(3) 受験に関する書類の受付の期間及び時間

平成28年6月13日（月）から同月24日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送の場合は、平成28年6月24日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) その他

視覚、聴覚、音声又は言語機能に障がい有する者が受験を希望する場合は、受験の際にその障がいの状態に応じて必要な措置を講ずる用意があるので、願書の提出までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課にその旨を申し出ること。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

## 7 受験票の交付

受験票については、平成28年7月15日（金）までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課から本人宛てに送付する。

## 8 合格者の発表等

(1) 合格者の受験番号を、平成28年9月9日（金）午前9時に鳥取県庁並びに東部福祉保健事務所、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局に掲示し、並びに鳥取県ホームページに掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

## (2) 試験結果の開示

この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から1月が経過する日までの間に、鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課に受験票又は運転免許証等の本人であることを確認できるものを持参の上、その旨を申し出ること。

## 9 問合せ先

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課（電話 0857-26-8666、ファクシミリ 0857-26-8168）

東部福祉保健事務所（電話 0857-22-5691、ファクシミリ 0857-22-5669）

中部総合事務所福祉保健局（電話 0858-23-3144、ファクシミリ 0858-23-4803）

西部総合事務所福祉保健局（電話 0859-31-9316、ファクシミリ 0859-34-1392）

---

## 正 誤

平成28年5月13日付鳥取県公報号外第47号の調達公告（一般競争入札の実施について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 7

行 15及び16

誤 平成13年度以降に工事が完成し、かつ、引渡しが完了しているNATM工法による延長1,100メートル以上の道路トンネル工事

正 平成13年度以降に工事が完成し、かつ、引渡しが完了しているNATM工法による延長1,100メートル以上の道路トンネル工事（以下「同種工事」という。）